

令和 3 年度 教育委員会における
学校の働き方改革のための取組状況調査
【結果概要】



令和 3 年12月



1	調査概要	4
---	------	---

2	調査項目	5
---	------	---

結果概要

(1) 教職員の勤務実態の把握

・時間外勤務の経年比較	
小学校	6
中学校	7
高等学校	8
特別支援学校	9
幼稚園	10
・勤務実態の具体的な把握方法	11

(2) 具体の取組状況

・「3分類」に係る取組状況	13
・他の項目に係る取組状況（総括表）	17
・ＩＣＴを活用した校務効率化の実施状況及び活用事例	18
・教員業務支援員の活用状況及び事例	22
・学習指導員等の活用状況及び事例	26
・部活動指導員の活用状況及び事例	27

(3) 改正給特法の施行を踏まえた対応状況

・指針を踏まえた条例・規則等の整備状況	28
・1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況	29

(4) その他の取組状況

・学校閉校日の設定、留守番電話の設置等の実施状況	30
・感染症対策の実施状況	31

4	国としての今後の取組	32
---	------------	----

1 調査目的・趣旨

- 平成28年度から調査開始。中央教育審議会答申※を踏まえ平成31年度に全面的にリニューアル。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、**市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促すこと**を目的とするもの。
- 今年度については、昨年度と同様に項目を限定しつつ、**学校及び教師が担う業務の明確化・適正化がどの程度進んでいるかのフォローアップ**を行うため、令和元年度に調査した業務の明確化・適正化に係る項目等について追加して実施。

2 調査基準日

令和3年9月1日時点

3 調査対象

- 学校（公立の幼稚園～高等学校）の教職員の服務監督をするすべての教育委員会や事務組合等（47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会、1726市区町村教育委員会・事務組合等）
- **それぞれ所管している各学校に対する取組状況について回答**
(例：県教委は主に高等学校・特別支援学校等、政令市・市区町村教委は主に幼稚園・小学校・中学校等)

4 回答数

全ての教育委員会等 計**1793**

4つの調査項目について、すべての教育委員会に対して調査を実施。



教職員の勤務実態の把握



具体的な取組の実施状況



改正給特法の施行を踏まえた対応状況



取組事例

- 時間外勤務の具体的な状況
※直近4年間（平成30年度の4月～6月並びに令和元年度、令和2年度及び令和3年度の4月～8月）の「在校等時間」等※の比較ができるよう、「在校等時間」等の分布状況を調査
ex.月45時間以下は○○人
月80時間超は○○人 等
- 勤務実態の把握の具体的方法
- 勤務実態の公表状況

- 「3分類」に係る業務の役割分担・適正化のために必要な取組
- ICTを活用した校務効率化
- 教員業務支援員、部活動指導員、学習指導員等の支援スタッフの活用
- 学校閉庁日や留守番電話の設定

等

教育委員会の取組状況を調査



調査負担軽減のために調査対象外とした項目についても別途チェックリストとして教育委員会に送付



各学校における働き方改革推進のための具体的な取組事例（1自治体5つまで）



学校の状況や取組内容等を取材・分析し、年度内に別途、「全国の学校における働き方改革事例集」を改訂



- 時間外勤務の経年比較 -

小学校

中学校

高校

特支

幼稚園



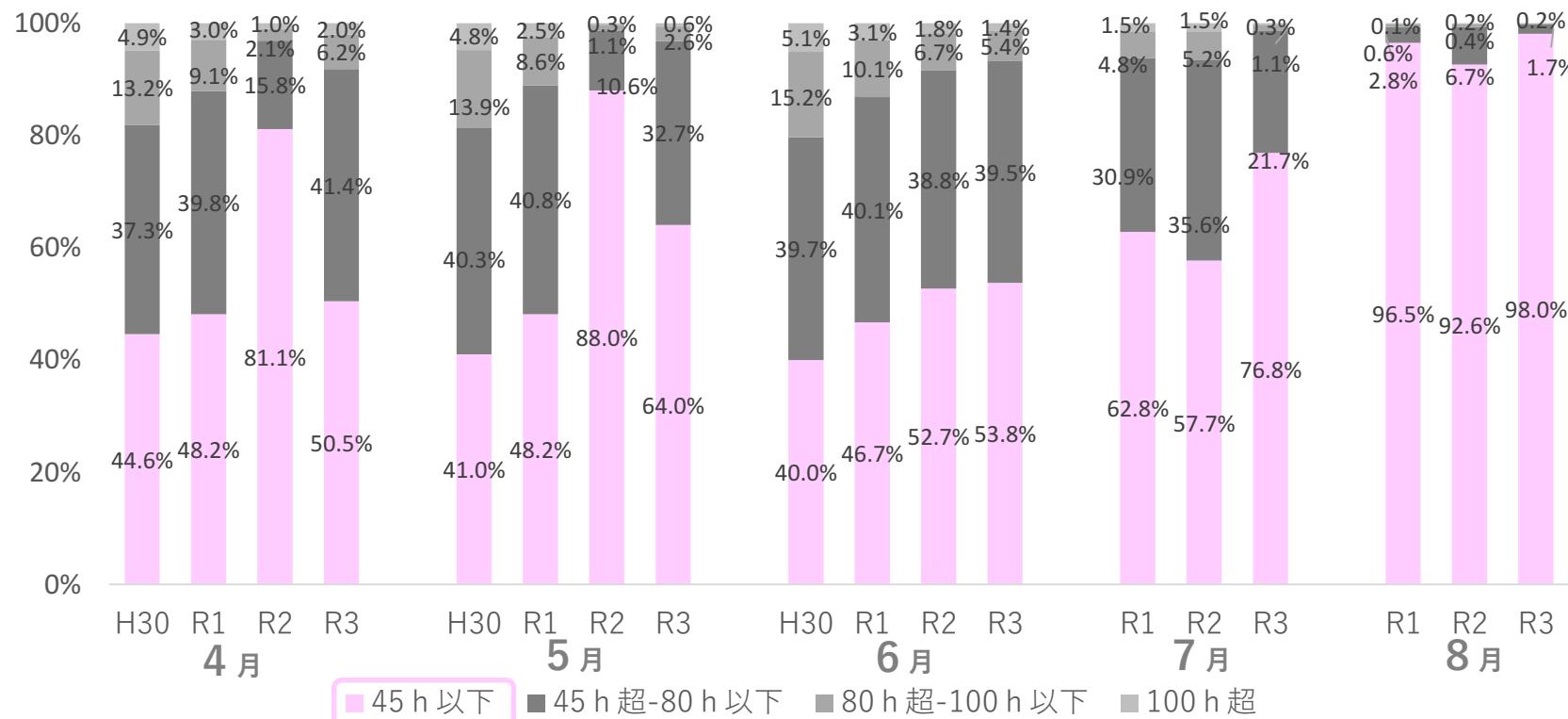
小学校

(義務教育学校前期課程を含む)

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、約2~16%程度増加
(4月:2.3%増、5月:15.8%増、6月:7.1%増、7月:14.0%増、8月:1.5%増)。

※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※ H30.4はn=621、R1.4はn=915、R2.4はn=1262、R3.4はn=1441、H30.5はn=646、R1.5はn=937、R2.5はn=1264、R3.5はn=1444、H30.6はn=716、R1.6はn=1006、R2.6はn=1314、R3.6はn=1463、R1.7はn=1018、R2.7はn=1301、R3.7はn=1428、R1.8はn=963、R2.8はn=1236、R3.8はn=1345

※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施。

- 時間外勤務の経年比較 -

小学校

中学校

高校

特支

幼稚園



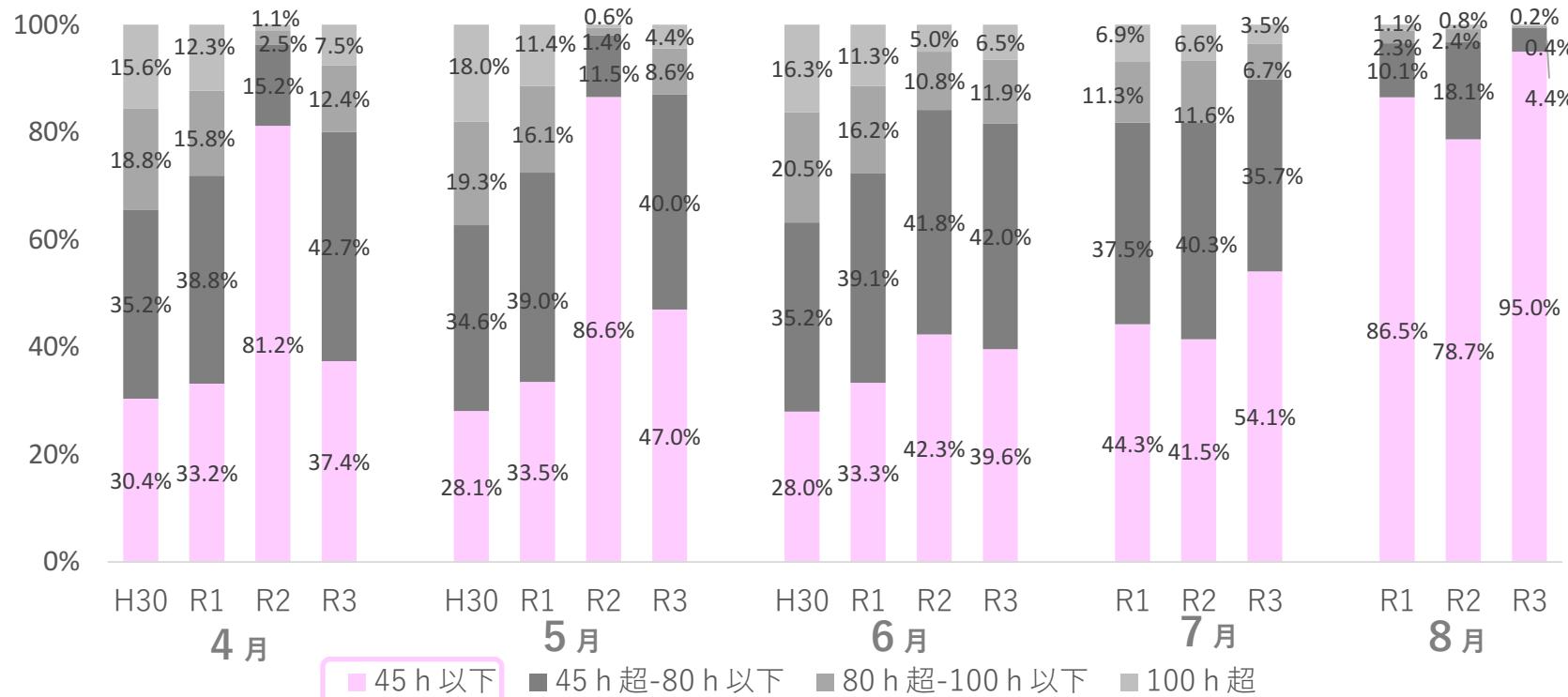
中学校

(義務教育学校後期課程
中等教育学校前期課程を含む)

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、約4～14%程度増加(4月:4.2%増、5月:13.5%増、6月:6.3%増、7月:9.8%増、8月:8.5%増)。

※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※H30.4はn=621、R1.4はn=927、R2.4はn=1267、R3.4はn=1456、H30.5はn=639、R1.5はn=945、R2.5はn=1274、R3.5はn=1460、H30.6はn=714、R1.6はn=1017、R2.6はn=1327、R3.6はn=1478、R1.7はn=1032、R2.7はn=1314、R3.7はn=1444、R1.8はn=996、R2.8はn=1259、R3.8はn=1363

※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施。

- 時間外勤務の経年比較 -

小学校

中学校

高校

特支

幼稚園



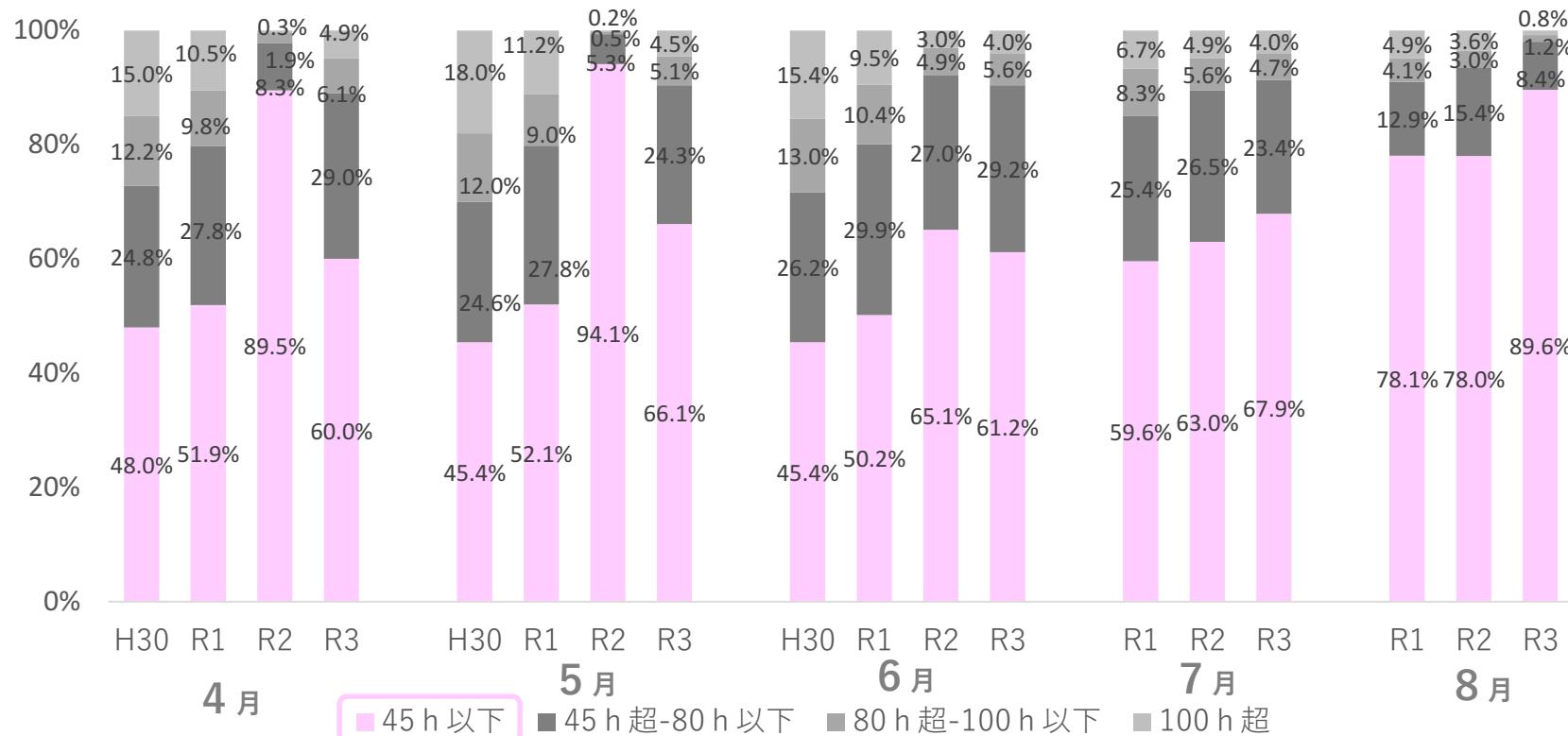
高等学校

(中等教育学校後期課程を含む)

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、**約8~14%程度増加**
(4月:8.1%増、5月:14.0%増、6月:11.0%増、7月:8.3%増、8月:11.5%増)。

※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※ H30.4はn=48、R1.4はn=69、R2.4はn=98、R3.4はn=114、H30.5はn=50、R1.5はn=69、R2.5はn=97、R3.5はn=114、R30.6はn=54、R1.6はn=72、R2.6はn=102、R3.6はn=115、

R1.7はn=83、R2.7はn=96、R3.7はn=112、R1.8はn=83、R2.8はn=98、R3.8はn=109

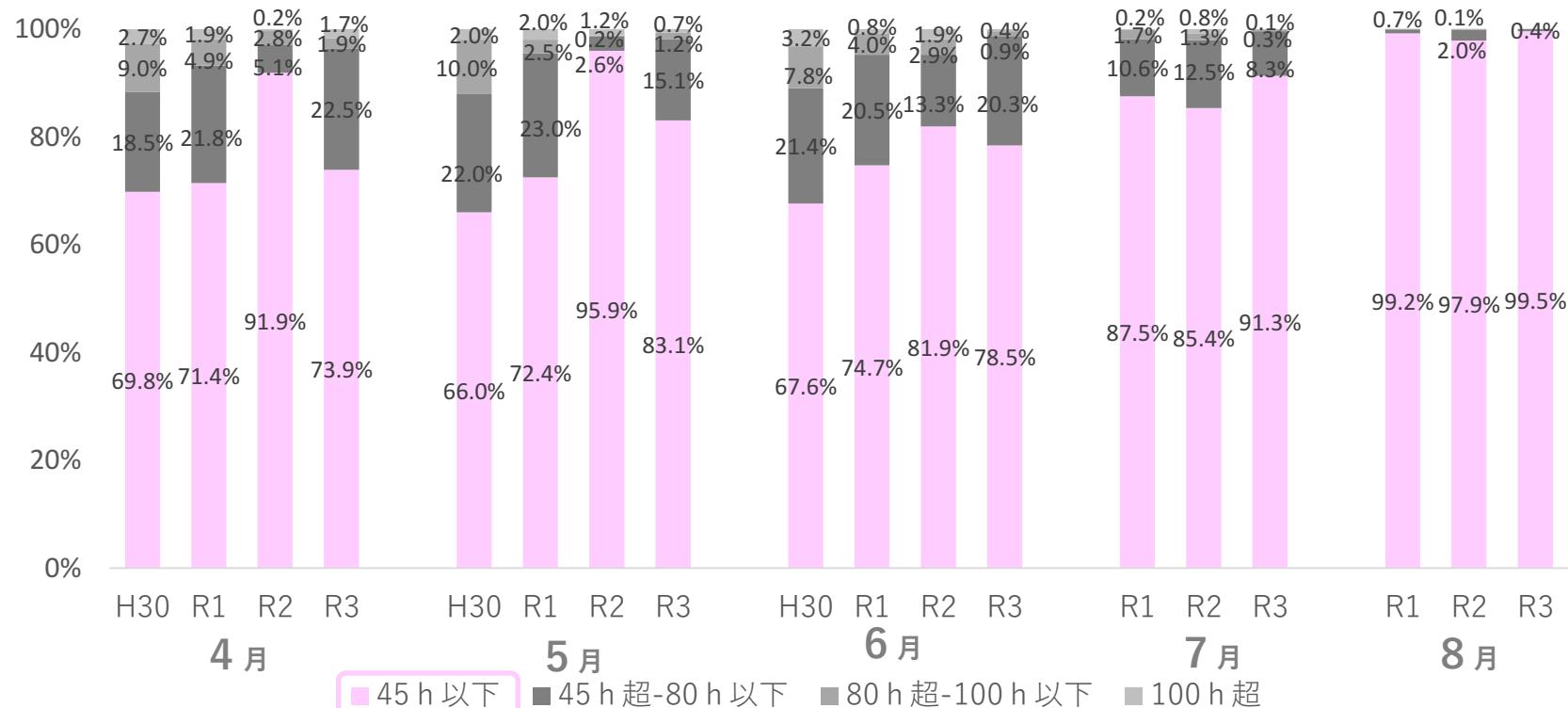
※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施。

特別支援学校

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、約3～11%程度増加(4月:2.5%増、5月:10.7%増、6月:3.8%増、7月:3.8%増)。
8月は令和元年度と同水準を維持。

※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理
※H30.4はn=49、R1.4はn=70、R2.4はn=93、R3.4はn=101、H30.5はn=49、R1.5はn=71、R2.5はn=92、R3.5はn=101、H30.6はn=53、R1.6はn=72、R2.6はn=98、R3.6はn=103、R1.7はn=82、R2.7はn=91、R3.7はn=99、R1.8はn=83、R2.8はn=84、R3.8はn=92

※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施。

- 時間外勤務の経年比較 -

小学校

中学校

高校

特支

幼稚園



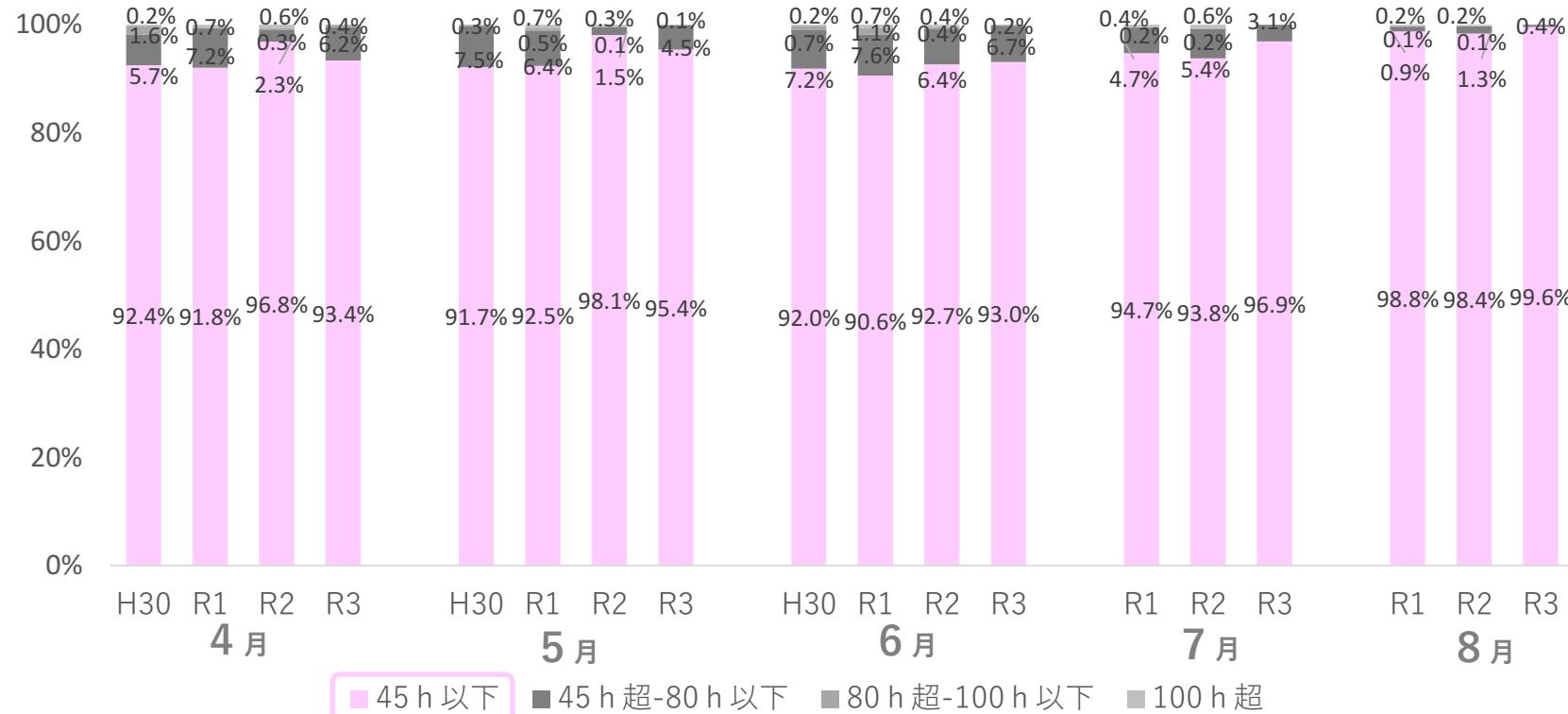
幼稚園

(幼稚園型認定こども園を含む)

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、約2～3%程度増加(4月:1.6%増、5月:2.9%増、6月:2.4%増、7月:2.2%増)。8月は令和元年度と同水準を維持。

※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※H30.4はn=116、R1.4はn=157、R2.4はn=229、R3.4はn=241、H30.5はn=116、R1.5はn=158、R2.5はn=229、R3.5はn=241、H30.6はn=120、R1.6はn=162、R2.6はn=232、R3.6はn=242、R1.7はn=201、R2.7はn=231、R3.7はn=242、R1.8はn=196、R2.8はn=228、R3.8はn=238

※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施。

– 勤務実態の具体的な方法の把握方法 –

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で勤務実態を把握している割合は、都道府県**100%**（前年度91.5%）、政令市**100%**（前年度85.0%）、市区町村**85.9%**（前年度71.3%）と、昨年度に比べて大きく伸び、適正な勤務実態の把握が全国的に進んでいる。

【問】域内の学校における「在校等時間」等※の把握方法について該当するもの（複数回答）
★昨年度調査時点（割合）



【②～⑤の内訳】ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法による勤務実態の把握を開始する予定について、該当するもの（単一回答）※n=②～⑤を一つ以上選択した教育委員会数 New

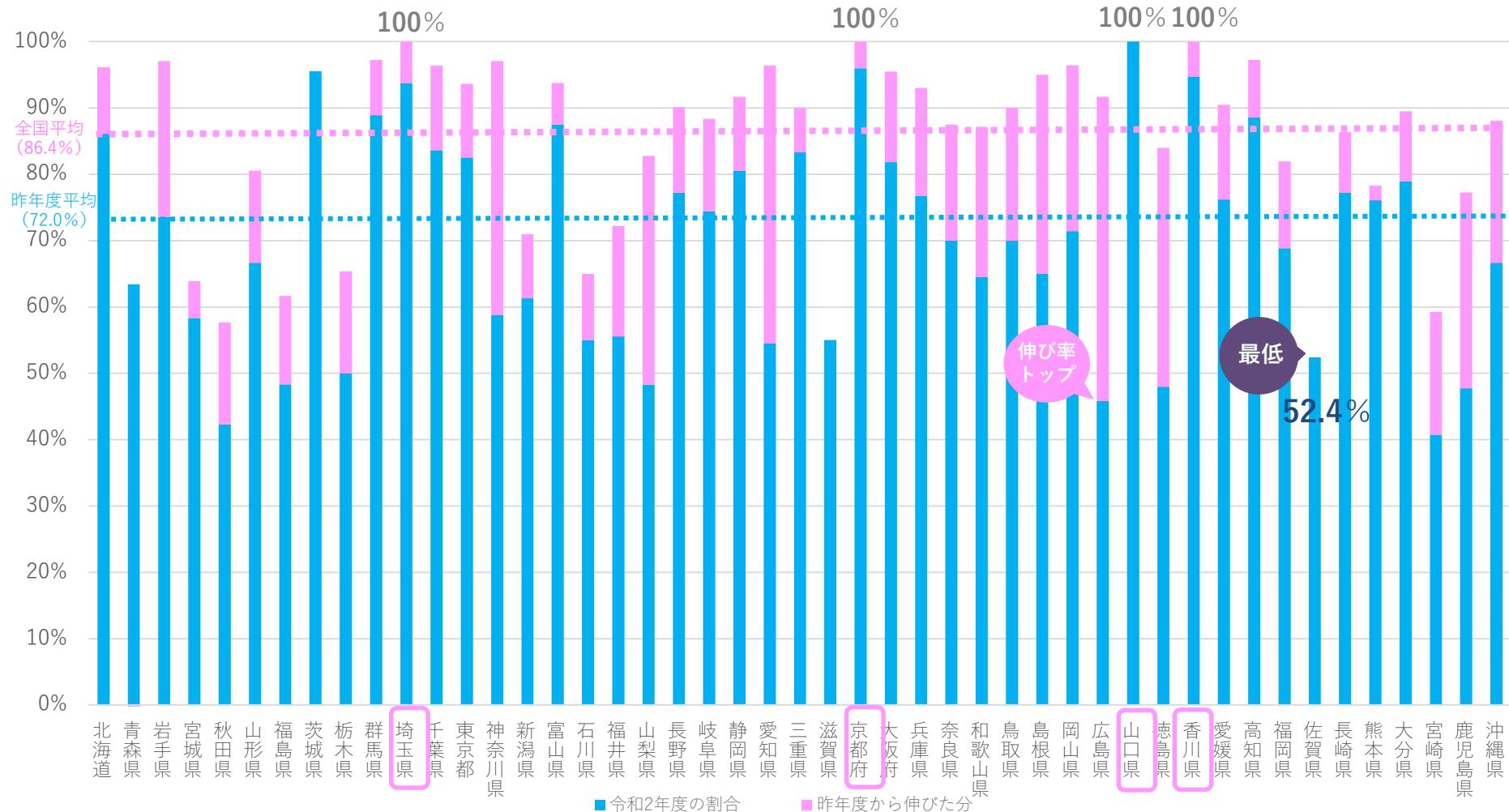


※「在校等時間」等：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握されている時間を想定）

※ 働き方改革推進法施行（平成31年4月1日）による労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者（服務監督権者である教育委員会、校長）の義務として法令上明確化。

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で勤務実態を把握をしている各都道府県別の実施自治体割合※は以下のとおり。

昨年度に比べてほとんどの都道府県において導入割合が増加するとともに、4府県(埼玉県、京都府、山口県、香川県)で100%実施。勤務実態の客観的把握は法律で実施が義務付けられているため、いち早く100%となることが求められている。



※例えば、北海道の場合、北海道+札幌市+178市町村=計180自治体のうち、173自治体（96.1%）が客観的な方法で勤務実態を把握している状況

– 「3分類」に係る取組状況 –

中央教育審議会答申※において、これまで学校・教師が担ってきた業務について、以下のとおり3つに分類されたところ。各業務に係る役割分担・適正化のために必要な取組の実施状況をフォローアップ。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>〔※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。〕</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>〔※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。〕</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

※（答申）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年1月25日）

基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容	New ★ ▲	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1726)	総計 (n=1793)
①登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	23.4% ★80.0% ▲	23.4%	20.0%	61.1%	60.3%
②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	17.0%	20.0%	24.3%	24.1%	
③学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会で徴収・管理等を行っている	40.4%	30.0%	32.9%	33.0%	
New 内訳	口座振替 口座振込 振込用紙での支払い QRコード決済サービスでの支払い 現金徴収 その他	100.0% 15.8% 10.5% 0.0% 21.1% 0.0%	100.0% 33.3% 50.0% 0.0% 16.7% 0.0%	88.5% 17.6% 16.4% 2.1% 21.7% 4.2%	89.0% 17.7% 16.6% 2.0% 21.6% 4.1%
④地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心的に行なうよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	23.4%	65.0%	39.2%	39.1%	

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

取組内容	New : 今年度追加した質問 ★ : 実施率が8割超の項目 ▲ : R1調査に比べて1割以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1726)	総計 (n=1793)
⑤学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、 事務職員等 が中心となって回答するよう各学校に促している		21.3%	50.0%	31.3%	31.3%
⑥児童生徒の休み時間における対応は、 地域人材等 の協力を得ている		6.4%	25.0%	4.2%	4.5%
⑦校内清掃は、 地域人材 の協力を得ることや 民間委託等 をしている		27.7%	45.0%▲	14.8%	15.5%
⑧部活動について、 部活動指導員 をはじめとした外部の人材の参画を図っている	★100.0%	★100.0%		68.9%	70.1%

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

- 「3分類」に係る取組状況（総括表） -

教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

取組内容	New ★ ▲	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1726)	総計 (n=1793)
	：今年度追加した質問 ：実施率が8割超の項目 ：R1調査に比べて1割以上増加している項目				
⑨給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	27.7%	40.0% ▲	18.7%	19.2%	
⑩授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	57.4%	★95.0%	64.1% ▲	64.3% ▲	
⑪学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	34.0%	50.0%	35.7% ▲	35.9% ▲	
⑫学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	57.4%	65.0%	44.1%	44.7%	
⑬進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	78.7%	40.0%	8.5%	10.7%	
⑭支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	★100.0%	★100.0%	★95.4%	★95.6%	

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

－ その他の項目に係る取組状況（総括表）－



New : 今年度追加した質問

★ : 実施率が8割超の項目



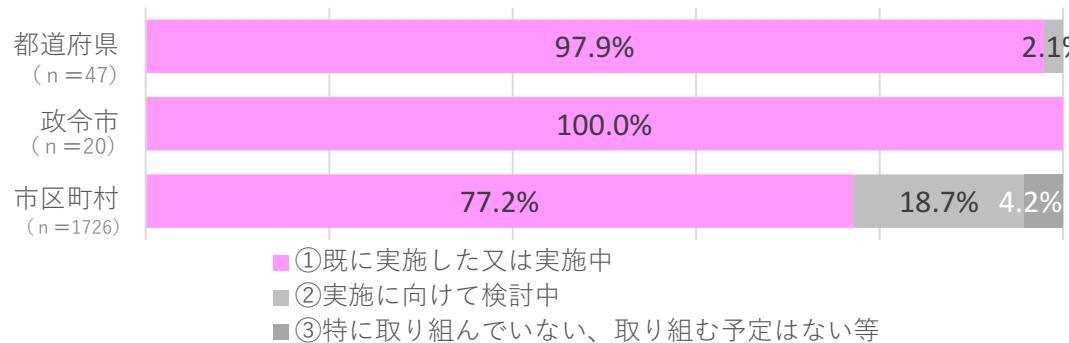
↑ : R1調査に比べて1割以上増加している項目

取組内容	New ↑	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1726)	総計 (n=1793)
所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた 業務改善方針や計画等を策定 している	★ 100.0%	★ 95.0%	61.0%	62.4%	
学校における業務改善の取組の促進にかかる 定量的なフォローアップ を実施しており、業務改善のP D C Aサイクルを構築している	★ 87.2%	★ 90.0%	37.5%	39.4%	
教師の業務の負担を軽減するために、 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ） をはじめとした支援スタッフの参画を図っている	★ 85.1%	★ 100.0%	★ 81.3%	★ 81.6%	
教師の業務の負担を軽減するために、 TT (Team Teaching) や習熟度別学習、放課後の補習、不登校児童生徒への支援等を行う支援スタッフの参画 を図っている。 New	59.6%	★ 100.0%	72.1%	72.1%	
学習評価や成績処理について、 ICTを活用 （校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図っている	★ 97.9%	★ 100.0%	77.2%	78.0%	
授業準備について、 ICTを活用 して教材や指導案の共有化を図っている	★ 91.5%	★ 95.0%	77.1%	77.6%	
学校と保護者等間における連絡手段について、 Webアンケートフォーム等を活用してデジタル化 を図っている（保護者向けアンケート、欠席・遅刻連絡、学校からのお便り等） New	★ 87.2%	★ 80.0%	56.3%	57.4%	
教育委員会等から学校に向けた 調査・統計業務を削減 している	★ 97.9%	★ 95.0%	66.5%	67.7%	
学校閉庁日の設定をしている	★ 100.0%	★ 100.0%	★ 98.6%	★ 98.6%	
勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた 留守番電話 の設置やメールによる連絡対応の体制を整備している	78.7%	★ 95.0%	48.8%	50.1%	
学校事務の共同実施をしている	25.5%	75.0%	70.1%	69.0%	
域内の学校において、労働安全衛生法に定められている ストレスチェック を実施している	★ 100.0%	★ 100.0%	★ 84.4%	★ 85.0%	

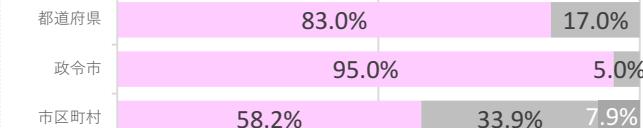
※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

都道府県・政令市では**9割以上**、市区町村では**約8割**の自治体がICTを活用した校務効率化に取り組んでいる。

【問】学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図っている。

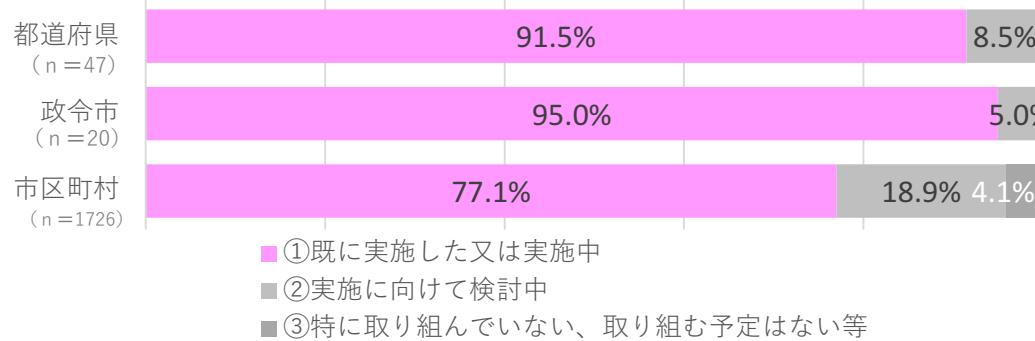


(参考) R1

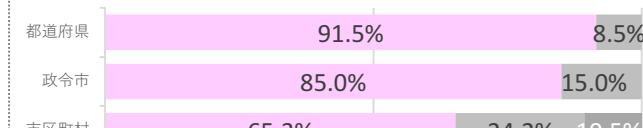


- ①既に実施した又は実施中
- ②実施に向けて検討中
- ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない等

【問】授業準備について、ICTを活用して教材や指導案の共有化を図っている。



(参考) R1



- ①既に実施した又は実施中
- ②実施に向けて検討中
- ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない等



職員会議における会議資料のペーパレス化(三重県御浜町教育委員会)

GIGAスクール構想に伴い教職員にも一人一台端末の体制が整ったことを働き方改革の好機と捉え、文部科学省が発信している情報を参考に、町内各小中学校に対し、ICTを活用した校務の効率化への取組を依頼。御浜町立尾呂志学園小中学校においては、各自の端末を活用して会議のペーパレス化を実施。取組の内容について学校にお伺いしました。

どのようにペーパレス化を実現しましたか？

- ✓ 令和2年3月に教員用の端末が配布されました。授業には端末を活用していたものの、校務への活用は進んでいませんでした。
- ✓ 令和3年度の目標として、会議のペーパレス化に取り組むことを職員会議で決めました。**端末の資料共有機能を活用**して、令和3年の7月から開始しました。

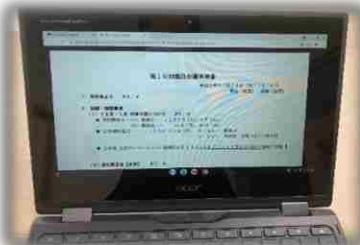
ペーパレス化に取り組んだ背景は？

教頭先生



授業には端末を活用しているのに、**自分たちの仕事に活用できていないのはもったいない**と感じていました。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、万が一在宅勤務になった場合でも仕事ができるようにしたいと考えました。



先生方の反応はいかがですか？



初めはメモができる紙の資料の方がやりやすいと感じていましたが、**無料のアプリでメモができるようになった**ので不便を感じなくなりました



紙の資料を大量に印刷する手間が省けたので、**余裕をもって会議資料を準備することができる**ようになりました。



以前は、資料が大量にある場合は、全員分用意するのではなく回覧していました。ペーパレス化されて、**自分の都合のいいときに後から見直すことができ、必要なものだけ印刷する**ようになりました。



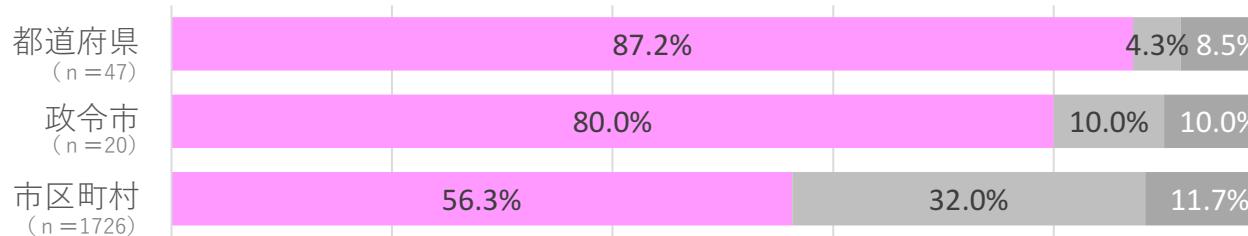
会議資料を後から見返せるように、紙によってファイリングするのが手間に感じていました。ペーパレス化を実施して**電子ファイルの保管ルールを作ったことで、会議資料を後から探しやすくなりました**。

予想外の効果もあったそうですね？

- ✓ 紙を廃止したわけではなく、**議論したい資料は紙で、量の多い添付資料は端末で共有**という形にしました。その結果、議論が発散せず、**会議時間が短くなり**ました。
- ✓ 端末で会議資料を共有したことにより、**職員室以外でもいつでも過去の資料を見る**ことができ、**スキマ時間に作業しやすくな**りました。

学校と保護者等間における連絡手段のデジタル化については、都道府県・政令市において約8割以上で実施されている一方、市区町村は約6割に留まっている。

【問】学校と保護者等間における連絡手段について、Webアンケートフォーム等を活用してデジタル化を図っている。（保護者向けアンケート、欠席・遅刻連絡、学校からのお便り等） New



■①既に実施した又は実施中 ■②実施に向けて検討中 ■③特に取り組んでいない、取り組む予定はない等

学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化

- ✓ 令和2年10月に教育委員会等に対して、学校と保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を促す通知を発出
- ✓ 通知の中で、学校・保護者等間の連絡手段をデジタル化する具体的なイメージを示し、デジタル化の取組を促進
- ✓ 学校向けFAQも作成し、学校現場において連絡手段のデジタル化を進めやすいように支援

https://www.mext.go.jp/content/20201019-mxt_zaimu-100002245-1.pdf





欠席連絡等の保護者との連絡手段のデジタル化を実施 (茨城県筑西市教育委員会)

筑西市教育委員会では、保護者への緊急連絡の手段として市内共通の連絡アプリを導入。特にICTを活用し校務の効率化に力を入れている上野小学校では、欠席連絡や配布物、保護者面談の予約までもデジタル化。大幅な校務の効率化に加えて、家庭との確実な連絡・連携が実現。

取組の内容について学校にお伺いしました。

欠席連絡がどのように変わりましたか？

before

以前は、朝の忙しい時間帯に、職員室の電話に保護者から連絡があると、電話を受けた先生が担任へ手書きメモで伝達するといった状況でした。

after

市内で共通の連絡アプリで欠席連絡を行うようになりました。教室にいても児童の欠席の連絡を受け取ることができるようになり、職員室で待機する必要がなくなりました。また、健康観察カードの受取り、押印などの業務フローを省略できました。

先生方の反応はいかがですか？



欠席児童がいた場合、以前は朝の会終了後に職員室に戻って状況を確認していました。その必要がなくなり、スムーズに1時間目に入れます。



朝の検温状況や咳、腹痛などの症状の具体も、児童が入室する前に確認できるため、体調不良の児童がいても、事前の準備等慌てずに対応できます。

スマートウォッチで欠席連絡を受信



学校だよりをスマホから閲覧



保護者へのお便り配布のデジタル化等はいかがですか？

校長先生



市内で共通の連絡アプリを活用し、保護者への配布文書をPDFで送ることにしました。また、行事の出欠や保護者面談の予約もスマホができるようにしました。

先生



学校からの手紙を確実に保護者にお伝えできるようになりました。また、過去の手紙をいつでも参照できるため、既に通知していることに関して学校への問い合わせが減りました。

保護者



紙でもらっていると子供が無くしてしまったり、管理するのが大変でした。データ配信になって、出先で学校行事や持ち物などを確認できるので助かっています。

保護者



面談の予約が電話から予約フォームに変わり、気を遣うことなく予約ができます。敷居が低くなりました。

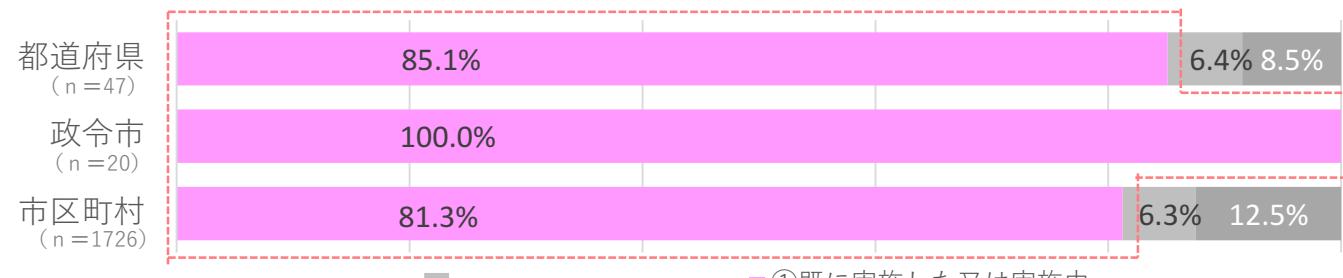
保護者からの夜間や休日の問い合わせもデジタル化したそうですね？

- ✓ 休日や平日17時以降の保護者からの緊急の連絡は「連絡フォーム」を活用しています。
- ✓ 「連絡フォーム」に緊急の連絡があると、管理職のアドレスにメールが届くようになっています。対応が必要な場合は担当の先生に連絡をすることにしています。
- ✓ 17時以降に電話がかかってくることが大幅に減り、先生方が教材研究等に集中できたり、早く帰れるようになりました。また、連携ロスがなく、保護者対応が迅速になりました。

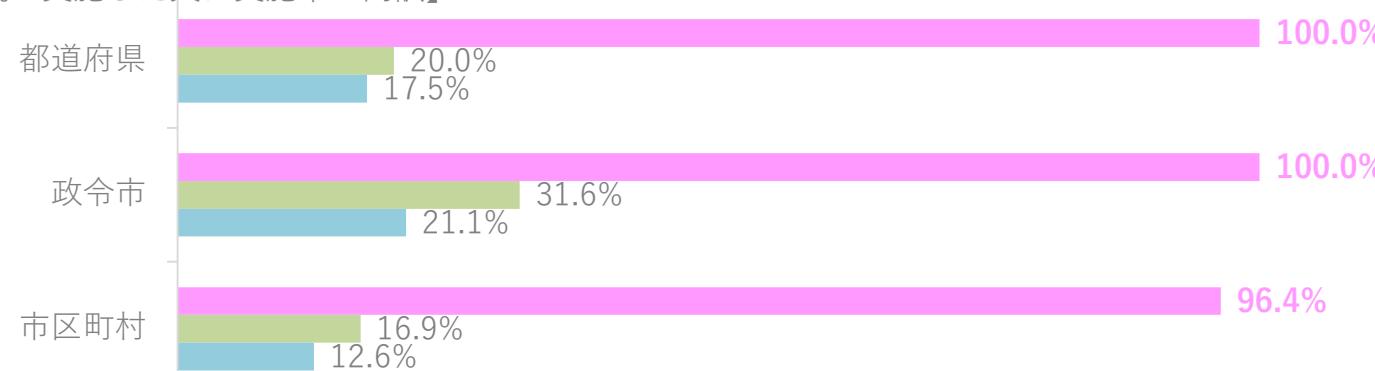
–教員業務支援員の活用状況及び事例–

教師の業務負担を軽減するための支援スタッフについては、都道府県85.1%、政令市100%、市区町村81.3%の自治体で配置されており、そのうち96%超は、教員業務支援員として任用している人材を配置している。

【問】教師の業務負担を軽減するために、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）をはじめとした支援スタッフの参画を図っている



【①既に実施した又は実施中の内訳】



■教員業務支援員等として雇用されている人材の配置※ ■地域住民との連携・協働 ■保護者の協力

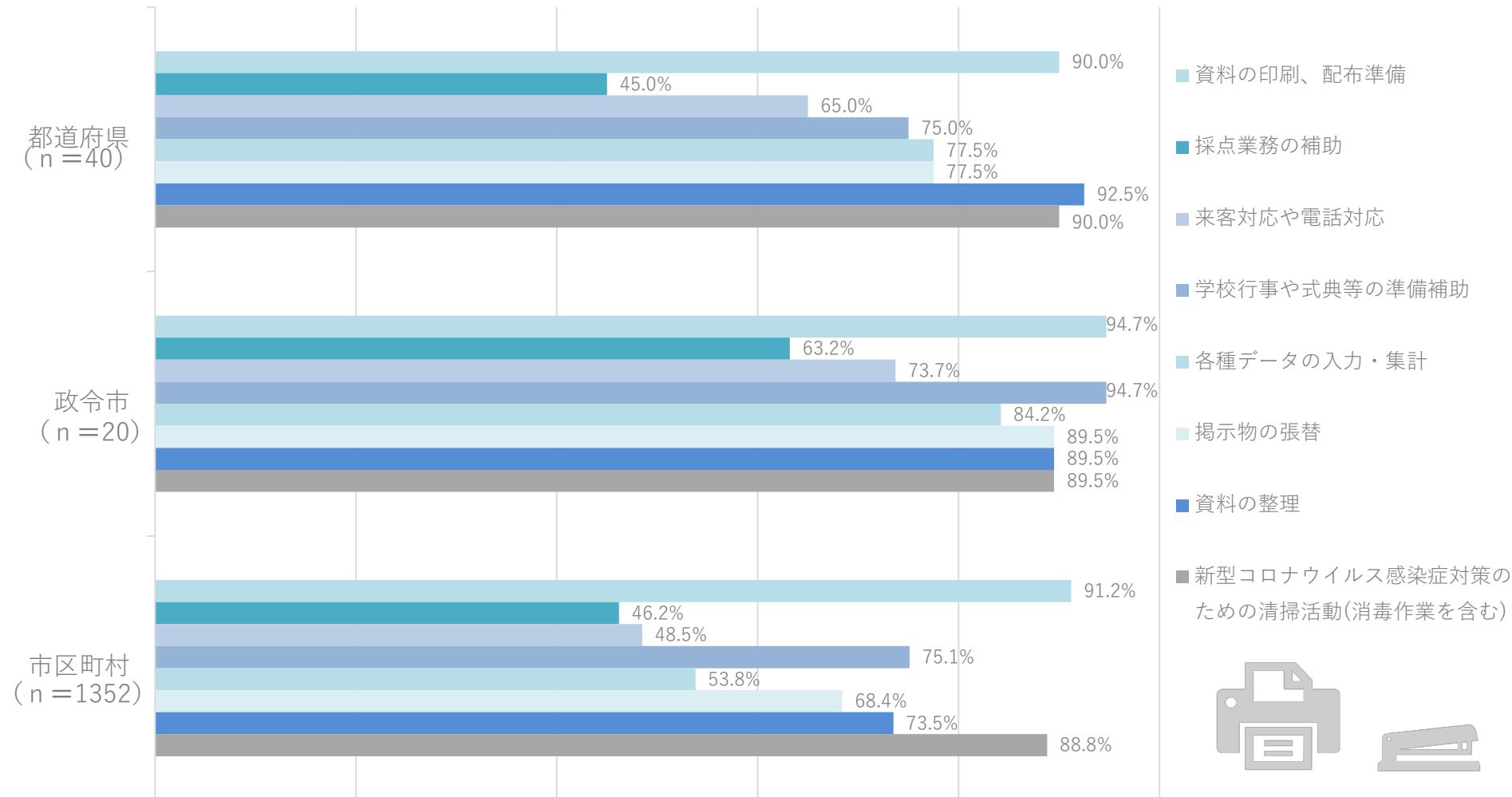
※市区町村においては都道府県で雇用されている人材の場合も含む

※教員業務支援員：小学校、中学校、高等学校等において、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する「教員業務支援員」を学校教育法施行規則に規定

–教員業務支援員の活用状況及び事例–

教員業務支援員は、資料の印刷、配布準備や学校行事等の準備補助、資料整理など多様な業務に従事しており、消毒作業にも依然として多くが従事している。

【問】「教員業務支援員」を選択した場合、教員業務支援員が参画している業務について（複数回答） New





教員業務支援員の有効なマネジメント事例（千葉県千葉市教育委員会）

千葉市教育委員会では、教員業務支援員へ仕事を依頼する「業務依頼書」のひな型や、学校や教員業務支援員向けに業務内容等を記載した「業務の手引き」を作成し、各学校で有効にマネジメントができるようサポート。
千葉市立加曾利中学校においては、依頼書を活用することで効率的に業務を依頼。

教員業務支援員の業務の流れ（印刷業務の場合）



依頼書	
依頼内容	
進路指導説明会の資料印刷	
原稿〇枚	紙質〇〇
仕上げ 両面	印刷枚数 〇枚
とじ込みの必要あり	
製本の必要あり	
〇月〇日までに〇〇室まで	

先生たちが
記入し提出

教頭先生
も確認

- ✓ 依頼書の内容に基づき、印刷を行います。印刷の依頼は1日平均5件程度ですが、修学旅行の資料や入学案内等、時期によっては大量に印刷することもあります。



- ✓ 各クラスの配布BOXに印刷物を入れていきます。配布係の生徒が教室まで持っていき、配布まで行うため、先生たちが印刷・配布を行う必要がなくなりました。

- ✓ 各先生が依頼内容を依頼書に記入し、教員業務支援員に提出します。業務量や進捗状況を管理職が確認しています。

教育委員会からも働きかけをしているんですね。

教育委員会



- ✓ 教員業務支援員を配置した学校からは、勤務時間の縮減だけでなく、精神的なゆとりが持てるようになっているという声をいただいています。

- ✓ 教育委員会としては、学校で判断に迷うような部分を中心に、教員業務支援員に任せて良い業務を整理して示しているなど、学校現場での更なる有効活用を促しています。

教員業務支援員のマネジメントはどのようにされていますか？

教頭先生



- ✓ 業務内容や業務依頼方法を先生たちに周知し、教員業務支援員に仕事を頼みやすい工夫しています。
- ✓ 印刷以外にも、簡単なテストの採点、データ入力、アンケートの集計、来客・電話対応などもお願いしており、本人と相談しながら業務内容を調整しています。

先生方はどう感じていますか？

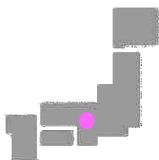


- ✓ 以前は、部活動が終わった後に2台しかない印刷機で順番待ちをしながら印刷していました。授業をしている間に計画的に印刷をしてもらえて助かっています。



- ✓ 教材研究や授業準備をする時間や児童・生徒に向き合う時間が増えました。また、退勤時間が早くなり、休日出勤が減ることにより負担が軽減されています。

市内の教員業務支援員を集めた情報交換会を実施 (大阪府門真市教育委員会) かどま



門真市教育委員会では、教員業務支援員が教材の作成補助や電話応対、パソコンでのデータ入力、新型コロナウィルス感染症対策のための清掃・消毒作業など、各校の実情にあった業務を実施。

学校の実情に即した教員業務支援員の効果的な活用及び業務改善を更に促進するため、令和2年度から教員業務支援員による情報交換会を実施。

情報交換会をやろうと思ったきっかけは？

教育委員会 ✓



- ✓ 教員業務支援員から、他校の業務内容を知り、自校で生かしたいとの声がありました。
- ✓ 1校1名の配置のため、**業務上の悩みを同じ立場で情報交換・相談できる場を持つ**ことが今後の活動にプラスになると考えました。
- ✓ 活用状況アンケートを学校に実施し、アンケート結果からわかる教職員の要望や感謝の声を教員業務支援員に伝えることで、今後の業務の改善や活力に繋げてもらおうと考えました。
- ✓ 教員業務支援員の生の声を聞く機会を持つことで、**教育委員会としても、更なる有効活用を促すためのアイデア**を得るねらいもありました。

学校からの声はいかがですか？



他校の取り組みを知ることで、**教員業務支援員の方々が自発的に仕事を見つける原動力**となり、大変有効だったと思います。

情報交換会をやってみていかがでしたか？

スクサポ ✓



自分がしている仕事の確認に繋がり、他校で取り組んでいる業務も参考に取り入れることができました。電話対応の取次メモや、業務依頼メモ等を作成し、スムーズに業務依頼を受けるための工夫ができました。

着任当初は、どのようなことをすればいいのか戸惑いましたが、**他校での取組を聞き、積極的に仕事を見つける良いきっかけとなりました。**

日ごろの困っていることや悩みを、**他校の教員業務支援員さんと共有できて安心しました。**自分のしている仕事に自信を持つことができ、**改善点も見つける**ことができました。

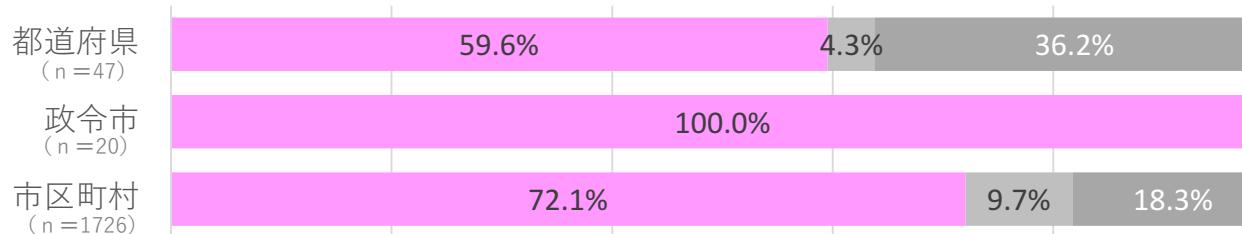


初めて任用された教員業務支援員さんが、他校の方から**業務内容や先生たちとのコミュニケーションの取り方**を教えてもらうことにより、業務の幅を更に広げて活躍してくれています。

– 学習指導員等の活用状況及び事例 –

TT(Team-Teaching) や習熟度別学習、放課後の補習、不登校児童生徒への支援等、教師の負担軽減に資する支援スタッフについては、**都道府県59.6%、政令市100%、市区町村72.1%の自治体で配置。**

【問】 教師の業務の負担を軽減するために、TT (Team Teaching) や習熟度別学習、放課後の補習、不登校児童生徒への支援等を行う支援スタッフの参画を図っている。 **New**



■①既に実施した又は実施中 ■②実施に向けて検討中 ■③特に取り組んでいない、取り組む予定はない等



学習指導員等の活用事例（和歌山県教育委員会）

多様な不登校児童生徒への総合的な支援

不登校児童生徒支援員及び訪問支援員による取組

現状・課題

- ✓ 朝、登校していない子供の状況の把握の難しさ
- ✓ 学級での学習に不安があり、保健室等、他の教室での活動に対応できる教員が少ない
- ✓ 児童虐待の早期発見の難しさ
- ✓ 不登校児童生徒等の学校復帰と進路選択の基盤となる学力保障が重要 など

不登校児童生徒支援員による支援

- ・別室登校の児童生徒への学習支援
- ・適応指導教室への通室支援 など

訪問支援員による支援

- ・元教員による定期的な学習支援 など

ICTを活用した学習支援

- ・学習内容の定着度や興味関心等に応じた学習支援システム（デジタル教材）の導入

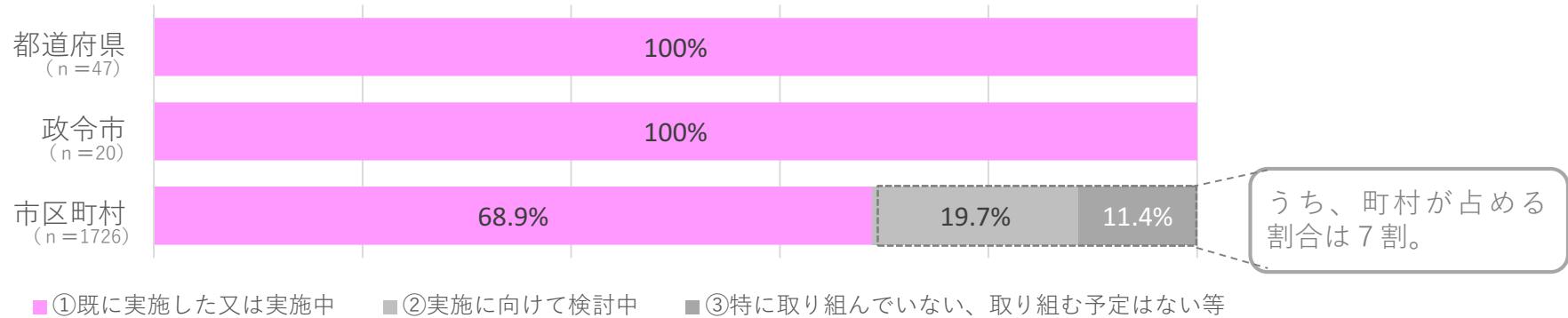
成果

- ✓ 保健室登校の児童に対して、不登校児童生徒支援員も関わることで、教師が学級運営との両立に専念できている
- ✓ ICT教材に興味を持ったことをきっかけに、自宅に閉じこもりがちな児童が適応指導教室に通室し、徐々に登校へと向かった
- ✓ 不登校児童生徒支援員が関わった子供の73.8%が改善（令和3年度前期）
- ✓ 訪問支援員が関わった児童生徒のうち、44.4%に好転の兆しが見られた

－部活動指導員の活用状況及び事例－

部活動指導員等は、すべての都道府県・政令市において、市区町村では、68.9%が配置済み。昨年度と比較して市区町村で4.6%増。

【問】部活動について、**部活動指導員**をはじめとした外部の人材の参画を図っている



部活動指導員の取組事例 (岩手県盛岡市教育委員会)



- ✓ 全ての部活動で部活動指導員が顧問となり、主として指導しています。
- ✓ 文化部では、部活動指導員が入る日は全て単独で指導し、発表会等への引率もしています。運動部では、部活動時間の約5割程度は単独で指導しています。
- ✓ 部集会や保護者説明会の企画・運営も行っています。



教員の負担はどれくらい軽減されましたか？

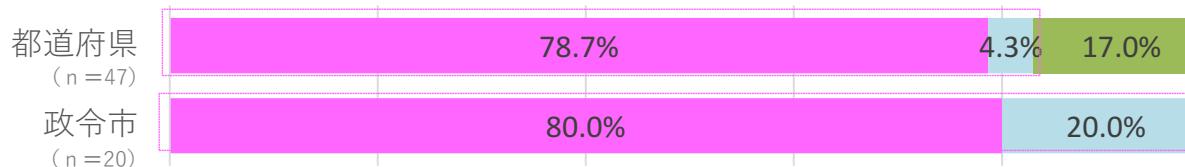
- ✓ 練習試合等も部活動指導員が単独で引率しており、教員一人当たり、少なくとも年間約100時間程度の指導時間の削減になっています。
- ✓ 部活動指導員が指導している時間は、教材研究や事務処理にあてることができており、教員の時間的・心理的両面の負担軽減になっています。



– 指針を踏まえた条例・規則等の整備状況 –

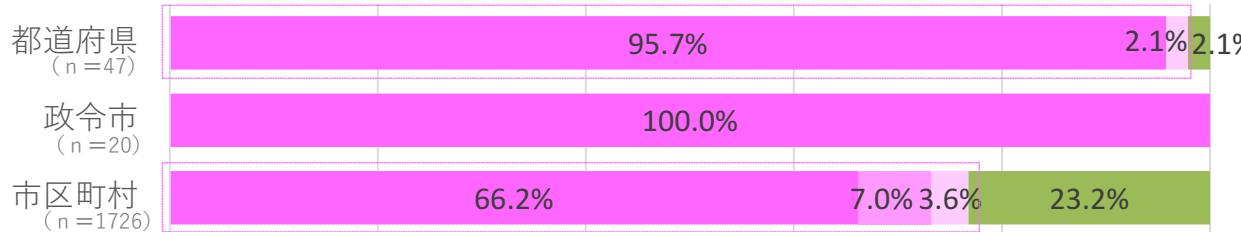
文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた条例等が令和2年度以前に整備済である自治体は、**都道府県は78.7%、政令市は80.0%**。また、指針を踏まえた上限方針の教育委員会規則等が令和3年度までに整備済・整備される見込みである自治体は、**都道府県は97.9%、政令市は100%、市区町村は76.8%**。

【問】指針※を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定める上限方針※の実効性を高めるための**条例の整備状況** (回答対象：都道府県・政令市のみ)



- ① 令和2年度以前の議会において条例改正を行った。
- ② 令和3年度（4月～8月）の議会において条例改正を行った。
- ③ 令和3年度（9月～3月）の議会において条例改正を行う予定である。
- ④ 条例に明確な根拠となる規定が既に整備されており、条例改正は行わない。
- ⑤ 条例の整備については検討中である。

【問】指針を踏まえ、上限方針を教育委員会規則等として位置付けるなどの**規則等の整備状況** (回答対象：すべての教育委員会)



- ① 令和2年度以前に規則等の整備を行った。
- ② 令和3年度（4月～8月）において規則等の整備を行った。
- ③ 令和3年度（9月～3月）において規則等の整備を行う予定である。
- ④ 規則等の整備については検討中である。

※指針：公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

※上限方針：所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

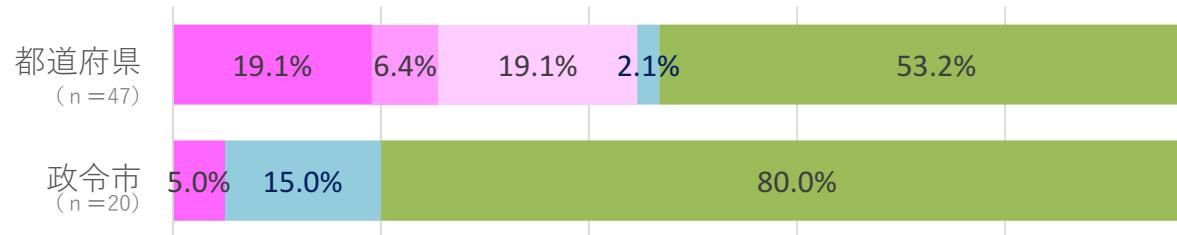
– 1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況 –

休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に関する条例を令和3年度までに整備済・整備される見込みである自治体は、**都道府県は25.5%、政令市は5.0%**。

※あくまでも各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるよう法整備された制度であるため、他の調査項目と異なり、**実施率の高低が望ましい／望ましくない状況を表すものではない**ことに留意。

【問】休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況

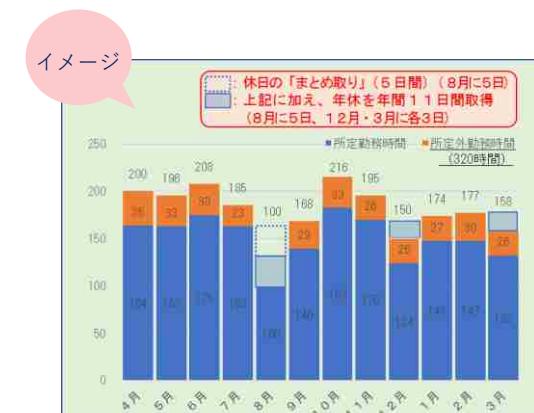
(回答対象：都道府県・政令市のみ)



- ① 令和2年度中の議会において条例の整備を行った
- ② 令和3年度の議会において条例の整備を行う予定である。
- ③ 時期は未定だが、条例の整備を行う予定である。
- ④ 条例の整備を行う予定はない。
- ⑤ 条例の整備を行うか否かを含めて検討中である。

休日の「まとめ取り」（施行日：令和3年4月1日）

- ✓ 令和元年12月に公布された改正給特法により制度化。各地方公共団体の判断により年間の業務の繁閑に応じ勤務時間を柔軟に配分することができる制度。教師のリフレッシュの時間の確保、教職の魅力向上等が目的。
- ✓ 長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用が可能。また、在校等時間の上限時間の遵守等の前提状況を文部科学省令や「指針」に規定。
- ✓ 実際の条例等の整備や制度の適用については、新型コロナウィルス感染症の状況を含め、**地域や学校の実情に応じて、各地方公共団体において判断するもの。**



–学校閉庁日の設定、留守番電話の設置等の状況–

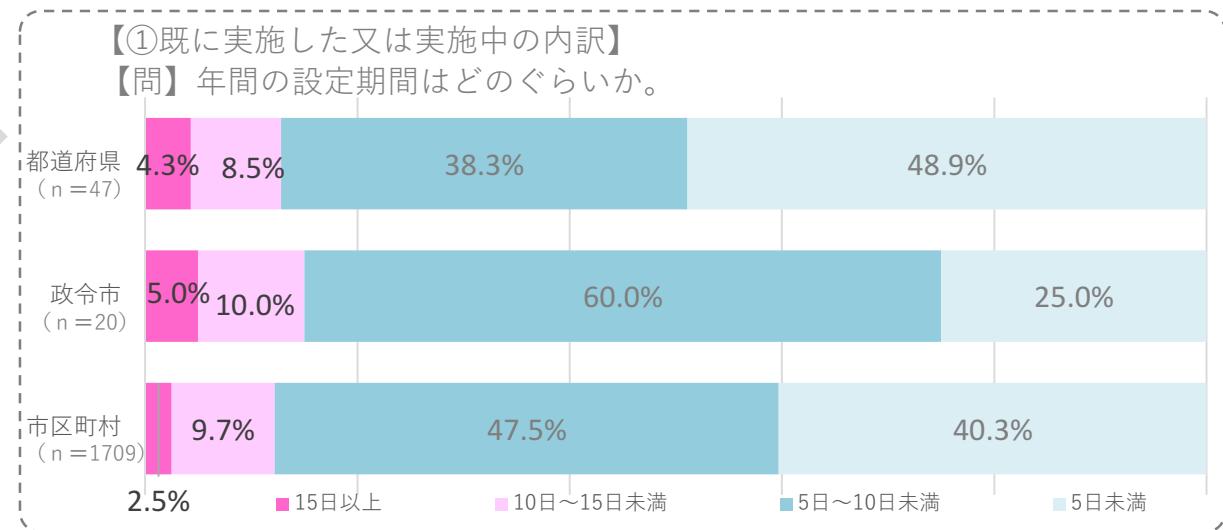
- ・学校閉庁日の設定状況は、都道府県・政令市・市区町村ともに**全国的に取組が浸透した状況**となった。年間の設定期間については、5日未満が約4割、5日～10日未満が約半数。
- ・勤務時間外の留守番電話の設置等は、都道府県78.7%（R1：44.7%）、政令市95.0%（R1：55.0%）、市区町村48.8%（R1：24.9%）と令和元年度に比べて**実施率がいずれも伸び、全国的に導入が進んでいる**。

【問】学校閉庁日の設定をしているかどうか。

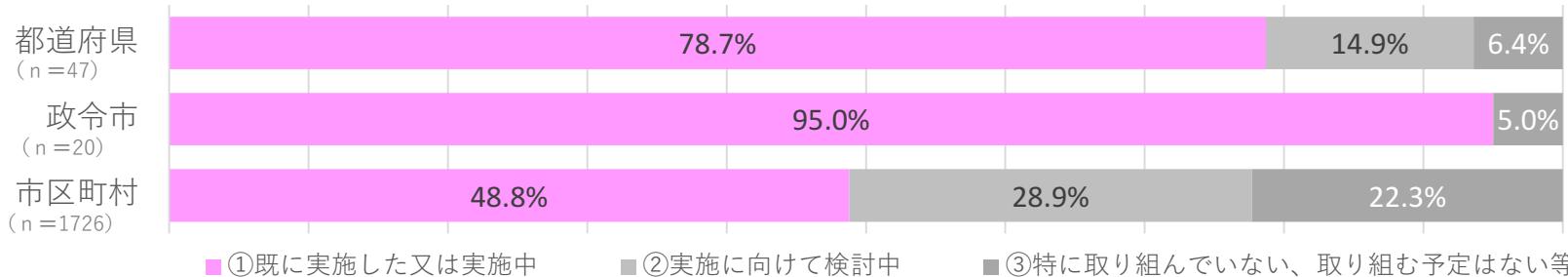


【①既に実施した又は実施中の内訳】

【問】年間の設定期間はどのぐらいか。



【問】勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備しているかどうか。



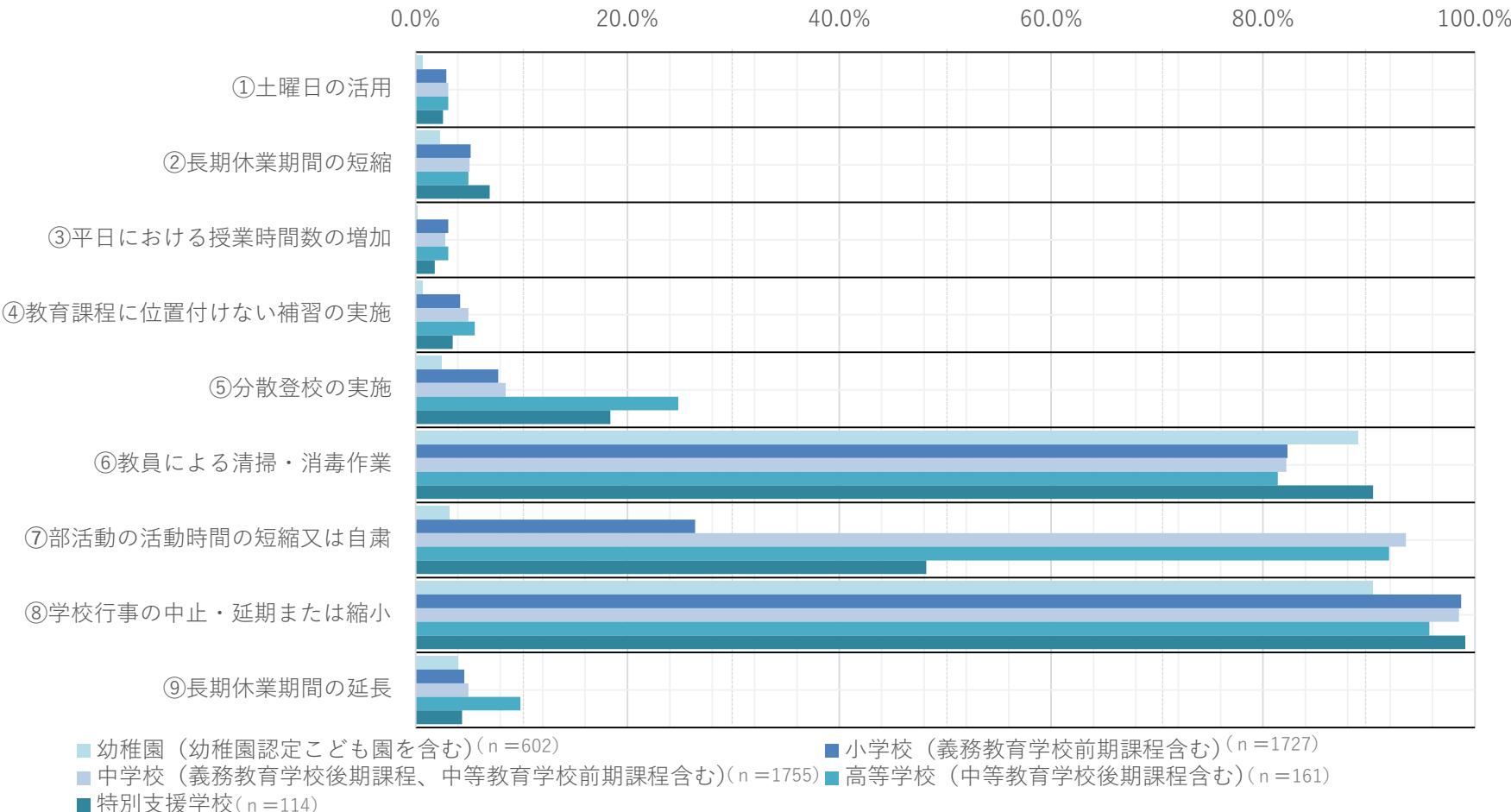
※指針：公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

※上限方針：所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

– 感染症対策の実施状況 –

中学校・高等学校の「部活動の活動時間の短縮又は自粛」、全ての校種の「学校行事の中止・延期または縮小」は、9割を超える自治体で実施。「教員による清掃・消毒作業」の実施は全ての校種で8割を超えており、多くの自治体で実施。その他の項目については、多くの自治体で実施されなかった。

【問】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和3年4月～8月において、域内の概ねの学校において実施されたいた項目（複数回答）



○学校における働き方に係る取組の総合的かつ着実な実施

教師が教師でなければできることに全力投球できる環境を整備するため、小学校における35入学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の推進等の教職員定数の改善、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実、部活動の在り方の見直し、教員免許更新制度の発展的解消に向けた検討、学校向けの調査の精選・削減等について、引き続き、総合的かつ着実に取組を進めていき、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」等を通じ、隨時進捗状況を公表します。また、令和4年度に教員勤務実態調査を実施します。

○勤務実態の客観的な把握の推進

在校等時間等について「ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している」と回答した教育委員会の割合は更に伸びましたが、働き方改革のスタート地点である客観的な勤務実態の把握が一刻も早くすべての市区町村で行われるよう、引き続き、進捗状況等をフォローアップするとともに、教員業務支援員等の支援スタッフの補助金交付の際に客観的な勤務実態の把握を前提条件にすること等を通じ、各教育委員会における取組を促します。

○「3分類」に係る取組等の実施の推進

「3分類」に係る取組をはじめ、学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化のために必要な取組が都道府県・市区町村において一層積極的に進むよう、働き方改革を推進するために配置する教員業務支援員や部活動指導員の補助金交付の際に今回の取組状況結果を勘案すること等を通じ、各教育委員会における更なる取組を促してまいります。特に、ICTを活用した校務効率化や教員業務支援員の活用については、重点的に取組事例の横展開を図ります。

○改正給特法を踏まえた対応

令和元年12月に公布された改正給特法を踏まえ、特に勤務時間の上限に関する「指針」に関して、都道府県・指定都市において条例で「上限方針」を根拠づけた上で、市町村教育委員会等の規則等において「上限方針」の策定を進めていただくよう、引き続き、策定状況をフォローアップするとともに、今回の改正の趣旨や意義の周知徹底を図っていきます。

○取組状況のフォローアップ・取組事例の展開等

引き続き、本調査の継続により各取組のフォローアップを実施するとともに、令和3年度についても、取組事例の横展開を図り、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルの構築を図っていきます。